令和4年度 栃木労働局雇用環境・均等室での法施行状況

~男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法、パートタイム・有期雇用労働法及び 育児・介護休業法に関する相談、是正指導、紛争解決の援助の状況を取りまとめ~

1 雇用環境・均等室で取り扱った相談、是正指導の状況

(1)相談

- ◆令和4年度に雇用環境・均等室に寄せられた男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法、パートタイム・有期雇用労働法及び育児・介護休業法に関する相談は、1.786件(対前年度比52.9%増)。
- ◆相談内容別にみると男女雇用機会均等法に関する相談は 278 件(15.6%)、労働施 策総合推進法に関する相談は 608 件(34.0%)、パートタイム・有期雇用労働法に関 する相談は 79 件(4.4%)、育児・介護休業法に関する相談は 821 件(46.0%)であっ た(図 1-1)。

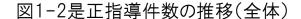


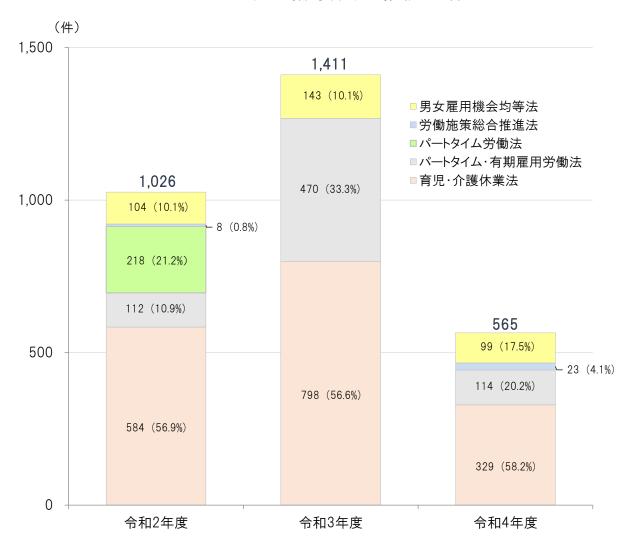
※令和2年6月1日職場におけるパワーハラスメント防止対策を規定する労働施策総合推進法施行(大企業のみ)、令和4年4月1日より中小企業にも適用。

パートタイム労働法は法改正により、パートタイム・有期雇用労働法に名称変更。令和2年4月1日より施行(大企業のみ)、令和3年4月1日より中小企業にも適用。

(2)是正指導

- ◆雇用環境・均等室が行った男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法、パートタイム・有期雇用労働法及び育児・介護休業法に関する是正指導は、565 件(対前年度比 60.0%減)。
- ◆「男女雇用機会均等法関係」が 99 件(17.5%)、「労働施策総合推進法関係」が 23 件(4.1%)、「パートタイム・有期雇用労働法関係」が 114 件(20.2%)、「育児・介護休業法関係」が 329 件(58.2%)であった(図 1-2)。





※令和2年6月1日職場におけるパワーハラスメント防止対策を規定する労働施策総合推進法施行(大企業のみ)、令和4年4月1日より中小企業にも適用。

パートタイム労働法は法改正により、パートタイム・有期雇用労働法に名称変更。 令和 2 年 4 月 1 日より施行(大企業のみ)、令和 3 年 4 月 1 日より中小企業にも適用。

2 男女雇用機会均等法の施行状況

(1)相談

- ◆相談件数は 278 件(対前年度比 28.1%増) (図 2-1)。
- ◆相談内容別にみると、「セクシュアルハラスメント(第 11 条関係)」に関する相談が最も多く86 件(30.9%)、次いで「母性健康管理(第 12 条、13 条関係)」に関する相談が 81 件(29.1%)、「婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(第 9 条関係)」に関する相談が 75 件(27.0%)となっている(表 2-1)。

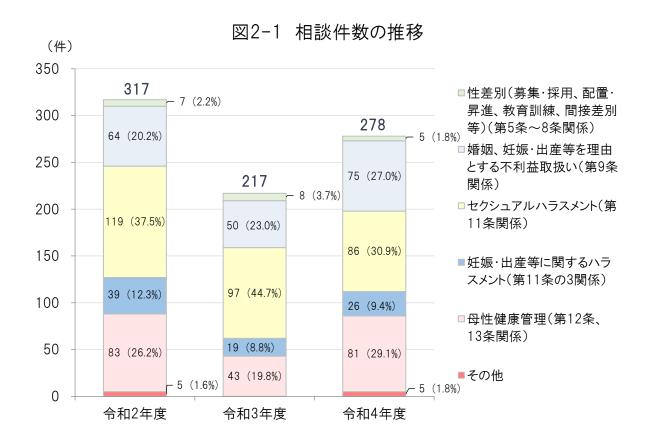


表 2-1 相談内容の内訳

	令和] 2 年度	令和] 3 年度	令和] 4 年度
性差別(募集·採用、配置·昇進、教育訓練、間接差別等)(第5条~8条関係)	7	(2.2%)	8	(3.7%)	5	(1.8%)
婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(第9条関係)	64	(20.2%)	50	(23.0%)	75	(27.0%)
セクシュアルハラスメント(第 11 条関係)	119	(37.5%)	97	(44.7%)	86	(30.9%)
妊娠・出産等に関するハラスメント(第 11 条 の 3 関係)	39	(12.3%)	19	(8.8%)	26	(9.4%)
母性健康管理(第12条、13条関係)	83	(26.2%)	43	(19.8%)	81	(29.1%)
その他	5	(1.6%)	0	(0.0%)	5	(1.8%)
合計	317	(100.0%)	217	(100.0%)	278	(100.0%)

(2)是正指導(男女雇用機会均等法第29条)

- ◆雇用管理の実態把握を行った 94 事業所のうち、何らかの男女雇用機会均等法違 反が確認された 55 事業所(58.5%)に対し、99 件の是正指導を実施(図 2-2)。
- ◆指導事項の内容は、「母性健康管理(第 12 条、13 条関係)」の指導が 40 件 (40.4%)と最も多く、次いで「妊娠・出産等に関するハラスメント措置義務(第 11 条 の3関係)」の 27 件(27.3%)、「セクシュアルハラスメント措置義務(第 11 条の 1 関係)」の 21 件(21.2%)の順となっている(表 2-2)。

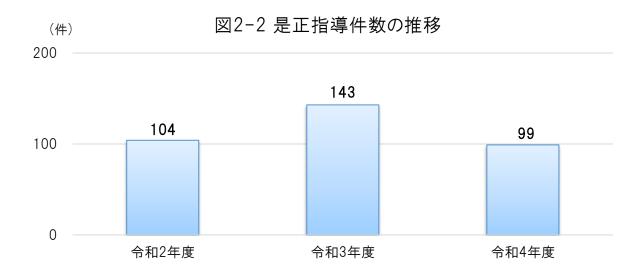


表 2-2 是正指導内容の内訳

	令和	12年度	令和	□3年度	令和 4 年度	
募集·採用(第5条関係)	1	(1.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
配置·昇進·降格·教育訓練等(第6条関係)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
間接差別(第7条関係)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(第9条関係)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	1	(1.0%)
セクシュアルハラスメント措置義務(第 11 条の 1 関係)	34	(32.7%)	38	(26.6%)	21	(21.2%)
セクシュアルハラスメント事業主の責務(第 11 条の 2 関係)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
妊娠・出産等に関するハラスメント措置義務(第 11条の3関係)	37	(35.6%)	47	(32.9%)	27	(27.3%)
妊娠・出産等に関するハラスメント事業主の責 務(第 11 条の 4 関係)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
母性健康管理(第 12 条、13 条関係)	32	(30.8%)	57	(39.9%)	40	(40.4%)
男女雇用機会均等推進者(第 13 条の 2 関 係)	0	(0.0%)	1	(0.7%)	10	(10.1%)
その他	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
<u> </u>	104	(100.0%)	143	(100.0%)	99	(100.0%)

①労働局長による紛争解決の援助(男女雇用機会均等法第17条)

- ◆労働局長による紛争解決の援助申立受理件数は5件(表2-3)。
- ◆申立の内容は、「婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(第 9 条関係)」及び「セクシュアルハラスメント(第 11 条の 1 関係)」がそれぞれ 2 件。「母性健康管理措置(第 12 条、13 条関係)」が 1 件。

表 2-3 労働局長による紛争解決の援助申立内容の内訳

(件)

	令和 2 年度		令和3年度		令和 4 年度	
婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(第 9 条関係)	2	(33.3%)	1	(100.0%)	2	(40.0%)
セクシュアルハラスメント措置義務(第 11 条の 1 関係)	4	(66.7%)	0	(0.0%)	2	(40.0%)
母性健康管理(第 12 条、13 条関係)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	1	(20.0%)
습 計	6	(100.0%)	1	(100.0%)	5	(100.0%)

②機会均等調停会議による調停(男女雇用機会均等法第18条)

◆機会均等調停会議による調停の申請は0件である(表2-4)。

表 2-4 機会均等調停会議による調停申請内容の内訳

	令	·和 2 年度	令和	3 年度	令和] 4 年度
婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(第 9 条関係)	2	(33.3%)	0	_	0	_
セクシュアルハラスメント措置義務(第 11 条の 1 関係)	4	(66.7%)	0	_	0	_
合計	6	(100.0%)	0		0	

3 労働施策総合推進法の施行状況

(1)相談

- ◆相談件数は608件(対前年度比82.0%増)(図3-1)。
- ◆相談内容別にみると、「パワーハラスメント防止措置(第30条の2第1項関係)」に 関する相談が523件(86.0%)、「パワーハラスメント相談を理由とした不利益取扱い (第30条の2第2項関係)」に関する相談が28件(4.6%)となっている(表3-1)。

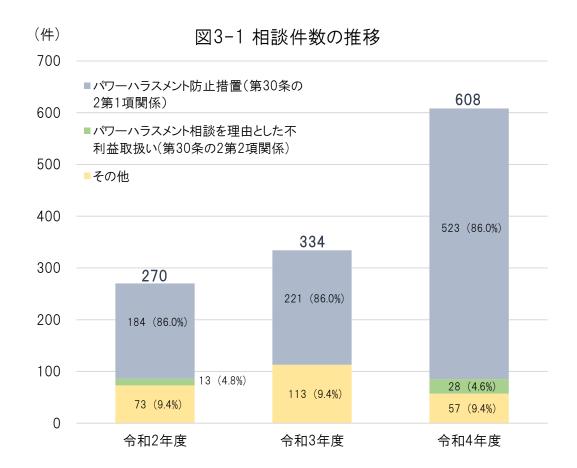


表 3-1 相談内容の内訳

	令和2年度 令和3年度] 3 年度	令和] 4 年度	
パワーハラスメント防止措置(第 30 条の 2 第 1 項関係)	184	(68.1%)	221	(66.2%)	523	(86.0%)
パワーハラスメント相談を理由とした不利益 取扱い(第 30 条の 2 第 2 項関係)	13	(4.8%)	0	(0.0%)	28	(4.6%)
その他	73	(27.0%)	113	(33.8%)	57	(9.4%)
<u> 合計</u>	270	(100.0%)	334	(100.0%)	608	(100.0%)

(2)是正指導(労働施策総合推進法第33条、第35条、第36条)

- ◆雇用管理の実態把握を行った 79 事業所のうち、何らかの労働施策総合推進法違反が確認された 23 事業所(29.1%)に対し、23 件の是正指導を実施(図 3-2)。
- ◆指導事項の内容は、23 件全て「パワーハラスメント防止措置(第 30 条の 2 第 1 項 関係)」の指導となっている(表 3-2)。

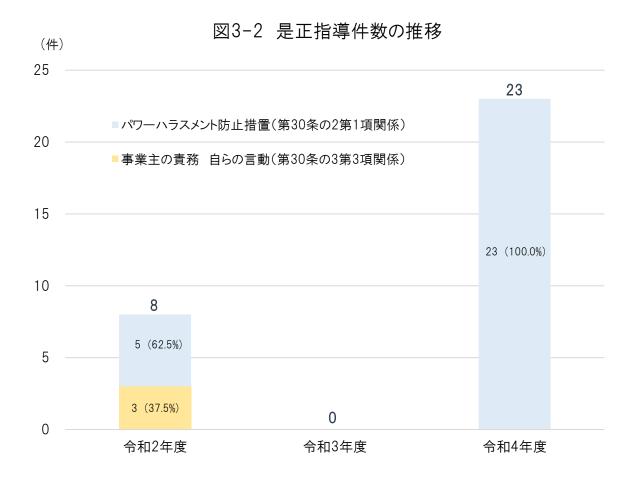


表 3-2 是正指導件数の推移

	令	和 2 年度	令和	3 年度	令:	和4年度
パワーハラスメント防止措置(第30条の2第1項関係)	5	(62.5%)	0	_	23	(100.0%)
パワーハラスメント相談を理由とした不利益取扱い(第 30条の2第2項関係)	0	(0.0%)	0	_	0	(0.0%)
事業主の責務 研修の実施等(第30条の3第2項関係)	0	(0.0%)	0	_	0	(0.0%)
事業主の責務 自らの言動(第30条の3第3項関係)	3	(37.5%)	0	_	0	(0.0%)
紛争解決援助等の申出を理由とする不利益取扱い(第 30条の5第2項、第30条の6第2項関係)	0	(0.0%)	0	_	0	(0.0%)
合計	8	(100.0%)	0	_	23	(100.0%)

①労働局長による紛争解決の援助(労働施策総合推進法第30条の5第1項)

- ◆労働局長による紛争解決の援助申立受理件数は3件(表3-3)。
- ◆申立の内容は、「パワーハラスメント防止措置(第30条の2第1項関係)」が3件。

表 3-3 労働局長による紛争解決の援助申立内容の内訳

(件)

	令和2年度			令和3年度	年度 令和4年		
パワーハラスメント防止措置(第30条の2第1 項関係)	4	(100.0%)	1	(100.0%)	3	(100.0%)	
合計	4	(100.0%)	1	(100.0%)	3	(100.0%)	

②優越的言動問題調停会議による調停(労働施策総合推進法第30条の6第1項)

◆優越的言動問題調停会議による調停申請受理件数は0件である(表 3-4)。

表 3-4 優越的言動問題調停会議による調停申請内容の内訳

	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度
パワーハラスメント防止措置(第30条の2第1項 関係)	0 —	1 (100.0%)	0 —
合計	0 —	1 (100.0%)	0 —

4 パートタイム・有期雇用労働法の施行状況

※令和2年4月1日より施行、令和3年4月1日より中小企業に適用

(1)相談

- ◆相談件数は、79件(対前年度比32.5%減)(図4-1)。
- ◆相談内容別にみると、均等・均衡待遇に関する相談(「不合理な待遇の禁止(第8条関係)」、「差別的取扱いの禁止(第9条関係)」、「賃金の均衡待遇(第10条関係)」、「教育訓練(第11条関係)」、「福利厚生施設(第12条関係)」)が45件(57.0%)で最も多く、次いで、体制整備に関する相談(「労働条件の文書交付等(第6条関係)」、「就業規則の作成手続(第7条関係)」、「事業主が講ずる措置の内容等の説明(第14条関係)」、「相談のための体制整備(第16条関係)」、「短時間・有期雇用管理者の選任(第17条関係)」)が12件(15.2%)となっている(表4-1)。
- ※なお、労働局のほか働き方改革推進支援センターにおいても、事業主からのパートタイム・有期 雇用労働法を含む働き方改革関連法に関する相談に対応している。

図4-1 相談件数の推移

- ■均等·均衡待遇(第8条、9条、10条、11条、12条)
- (件) ■体制整備(第6条、7条、14条、16条、17条)

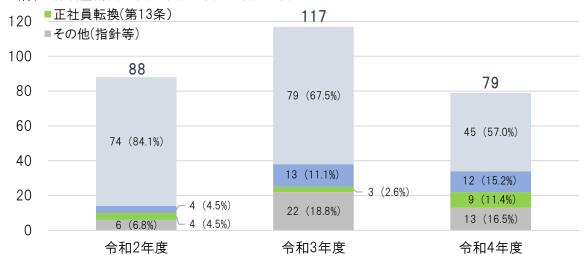


表 4-1 相談内容の内訳

(性)

						(17)
	令和	12年度	令和	和 3 年度	令	和4年度
均等·均衡待遇(第8条、9条、10条、11条、12条)	74	(84.1%)	79	(67.5%)	45	(57.0%)
体制整備(第6条、7条、14条、16条、17条)	4	(4.5%)	13	(11.1%)	12	(15.2%)
正社員転換(第13条)	4	(4.5%)	3	(2.6%)	9	(11.4%)
その他(指針等)	6	(6.8%)	22	(18.8%)	13	(16.5%)
合計	88	(100.0%)	117	(100.0%)	79	(100.0%)

※令和2年度件数については、令和2年度末まで中小企業に適用されていたパートタイム労働法の件数は含まれていない。

(2)是正指導(パートタイム・有期雇用労働法第18条第1項、第19条)

- ◆73 事業所を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかのパートタイム・有期雇用労働法違反が確認された 73 事業所(100%)に対し、114 件の是正指導を実施(表 4-2)。
- ◆指導事項の内容は、「労働条件の文書交付等(第6条第1項関係)」が最も多く13件(11.4%)、次いで「通常の労働者への転換(第13条関係)」が7件(6.1%)となっている。

表 4-2 是正指導件数の推移

(件)

	令和	12年度	令和	13年度	令和 4 年度	
労働条件の文書交付等(第6条第1項関係)	13	(11.6%)	59	(12.6%)	13	(11.4%)
特記事項以外の労働条件の文書交付等(第 6 条第 2 項関係)	0	(0.0%)	3	(0.6%)	0	(0.0%)
就業規則の作成手続(第7条関係)	12	(10.7%)	44	(9.4%)	0	(0.0%)
不合理な待遇の禁止(第8条関係)	1	(0.9%)	4	(0.9%)	0	(0.0%)
差別的取扱いの禁止(第9条関係)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
賃金の均衡待遇(第10条関係)	1	(0.9%)	13	(2.8%)	0	(0.0%)
職務内容が同一の場合の教育訓練(第 11 条第 1 項関係)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
均衡を考慮した教育訓練(第 11 条第 2 項関係)	2	(1.8%)	6	(1.3%)	0	(0.0%)
福利厚生施設(第12条関係)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
通常の労働者への転換(第13条関係)	15	(13.4%)	41	(8.7%)	7	(6.1%)
措置の内容の説明(第14条第1項関係)	14	(12.5%)	40	(8.5%)	6	(5.3%)
待遇の相違等に関する説明(第 14 条第 2 項関係)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
説明を求めたことを理由とする不利益取扱いの禁止(第 14 条第 3 項関係)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
相談のための体制の整備(第 16 条関係)	3	(2.7%)	19	(4.0%)	3	(2.6%)
短時間・有期雇用管理者の選任(第 17 条関係)	9	(8.0%)	33	(7.0%)	6	(5.3%)
その他(指針等)	42	(37.5%)	208	(44.3%)	79	(69.3%)
승計	112	(100.0%)	470	(100.0%)	114	(100.0%)

※令和2年度件数については、令和2年度末まで中小企業に適用されていたパートタイム労働法の件数は含まれていない。

①労働局長による紛争解決の援助(パートタイム・有期雇用労働法第24条)

◆労働局長による紛争解決の援助申立は0件である(表 4-3)。

表 4-3 労働局長による紛争解決の援助申立内容の内訳

(件)

	令和	12年度	令和] 3 年度	令和 4 年度		
差別的取扱いの禁止(第9条関係)	1	(100.0%)	0		0		
合計	0	(100.0%)	0	_	0	_	

②均衡待遇調停会議による調停(パートタイム・有期雇用労働法第25条)

◆均衡待遇調停会議による調停申請は0件である(表 4-4)。

表 4-4 均衡待遇調停会議による調停申請内容の内訳

	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度
不合理な待遇の禁止(第8条関係)	0 —	1 (100.0%)	0 —
合計	0 —	1 (100.0%)	0 —

5 育児・介護休業法の施行状況

(1)相談

- ◆相談件数は821件(対前年度比64.2%増)。
- ◆育児関係の相談が666件(81.1%)、介護関係の相談が140件(17.1%)(図5-1)。
- ◆育児関係では「育児休業」が 467 件(70.1%)、「育児休業以外(子の看護休暇、所定 労働時間短縮の措置等など)」が 106 件(15.9%)、「育児休業に係る不利益取扱い」 が 61 件(9.2%)の順になっている(表 5-1)。
- ◆介護関係では、「介護休業」が81件(57.9%)、「介護休業以外(介護休暇、所定労働時間の短縮措置等など)」が53件(37.9%)、「介護休業に係る不利益取扱い」及び「介護休業等に関するハラスメントの防止措置」がそれぞれ3件(2.1%)の順となっている(表5-1)。
- ◆契約期間の定めがある労働者からの相談内容をみると「育児休業」が 57 件(79.2%)、 「育児休業に係る不利益取扱い」が 12 件(16.7%)、「介護休業」が 3 件(4.2%)となっている(表 5-2)。

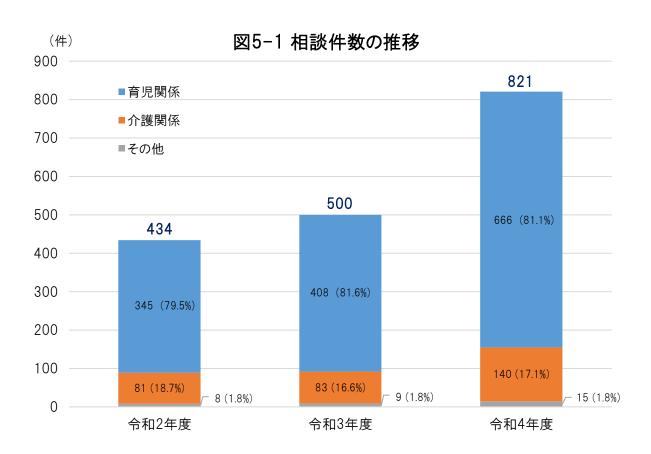


表 5-1 相談内容の内訳

(件)

		令和2年度		令和3年度		令和	14年度
	育児休業(育児休業[第5条関係]、出生時育児休業 [第9条の2関係])	163	(47.2%)	246	(60.3%)	467	(70.1%)
<u></u>	育児休業以外(子の看護休暇[第 16 条の 2、第 16 条の 3 関係]、所定外労働の制限[第 16 条の 8 関係]、時間外労働の制限[第 17 条関係]、深夜業の制限[第 19 条関係]、 所定労働時間の短縮措置等[第 23 条、第 24 条関係]、労働者の配置に関する配慮[第 26 条関係])	101	(29.3%)	66	(16.2%)	106	(15.9%)
見見	育児休業に係る不利益取扱い(第 10 条関係)	43	(12.5%)	56	(13.7%)	61	(9.2%)
育児関係	育児休業以外に係る不利益取扱い(第 16 条の 4、第 16 条の 10、第 18 条の 2、第 20 条の 2、第 21 条第 2 項、第 23 条の 2、第 52 条の 4、第 52 条の 5 関係)	24	(7.0%)	29	(7.1%)	24	(3.6%)
	育児休業等に関するハラスメントの防止措置(第 25 条 関係)	14	(4.1%)	11	(2.7%)	8	(1.2%)
	育児休業制度に関する個別周知·意向確認、雇用環境 整備(第 21 条、第 21 条の 2、第 22 条関係)					0	(0.0%)
	小計	345	(100.0%)	408	(100.0%)	666	(100.0%)
	介護休業(第 11 条関係)	22	(27.2%)	58	(69.9%)	81	(57.9%)
介護関係	介護休業以外(介護休暇[第 16 条の 5、第 16 条の 6 関係]、所定外労働の制限[第 16 条の 9 関係]、 時間外労働の制限[第 18 条関係]、深夜業の制限[第 20 条関係]、 所定労働時間の短縮措置等[第 23 条、第 24 条関 係]、労働者の配置に関する配慮[第 26 条関係])	47	(58.0%)	17	(20.5%)	53	(37.9%)
関	介護休業に係る不利益取扱い(第 16 条関係)	1	(1.2%)	3	(3.6%)	3	(2.1%)
· 係	介護休業以外に係る不利益取扱い(第 16 条の 7、第 16 条の 10、第 18 条の 2、第 20 条の 2、第 23 条の 2、第 52 条の 4、第 52 条の 5 関係)	3	(3.7%)	1	(1.2%)	0	(0.0%)
	介護休業等に関するハラスメントの防止措置(第 25 条 関係)	8	(9.9%)	4	(4.8%)	3	(2.1%)
	小計	81	(100.0%)	83	(100.0%)	140	(100.0%)
その	他		8		9		15
合計			434		500		821

表 5-2 雇用形態別相談内容の内訳

				(117		
雇用形態別	契約期間の対	定めのない労	契約期間の定めがある			
相談内容	働	働者		労働者		
育児休業(第5条関係)	102	(65.4%)	57	(79.2%)		
介護休業(第 11 条関係)	13	(8.3%)	3	(4.2%)		
育児休業に係る不利益取扱い(第 10 条関係)	40	(25.6%)	12	(16.7%)		
介護休業に係る不利益取扱い(第 16 条関係)	1	(0.6%)	0	(0.0%)		
合 計	156	(100.0%)	72	(100.0%)		

[※]雇用形態が確認できた事案に限る。

(2)是正指導(育児·介護休業法第56条)

- ◆92 事業所を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかの育児・介護休業 法違反が確認された 89 事業所(96.7%)に対し、329 件の是正指導を実施(図 5-2)。
- ◆指導事項の内容は、育児関係が 148 件、介護関係が 173 件(表 5-3)。
- ◆指導事項の内容としては、育児関係では、「所定労働時間の短縮措置等(第 24 条第 1 項関係)」が 69 件(46.6%)、「育児休業(第 5 条関係)」と「休業等に関するハラスメントの防止措置(第 25 条関係)」がそれぞれ 25 件(16.9%)、介護関係では、「所定労働時間の短縮措置等(第 24 条第 2 項関係)」が 78 件(45.1%)、「介護休業(第 11 条関係)」が 26 件(15.0%)となっている (表 5-3)。

図5-2 是正指導件数の推移

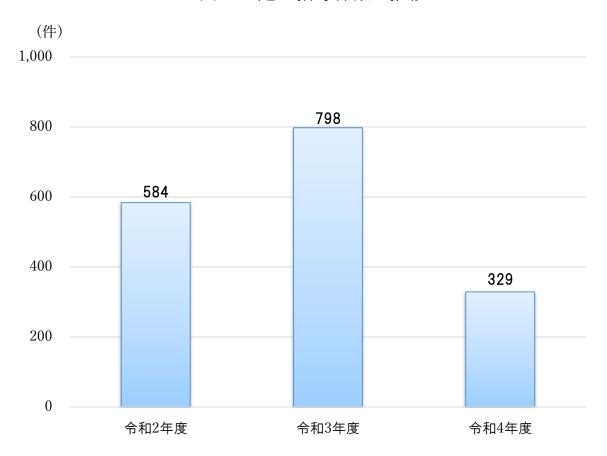


表 5-3 是正指導件数の推移

		令和 2 年度		令和3年度		令和	14年度
	育児休業(第5条関係)	32	(15.4%)	39	(13.4%)	25	(16.9%)
	出生時育児休業(第9条の2、第9条の5関係)					0	(0.0%)
	子の看護休暇(第 16 条の 2、第 16 条の 3 関係)	18	(8.7%)	48	(16.4%)	13	(8.8%)
	不利益取扱い(第 10 条、第 16 条の 4、第 16 条の 10、第 18 条の 2、第 20 条の 2、第 21 条第 2 項、第 23 条の 2、第 52 条の 4、第 52 条の 5 関係)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
	所定外労働の制限(第 16 条の 8 関係)	5	(2.4%)	7	(2.4%)	1	(0.7%)
	時間外労働の制限(第 17 条関係)	6	(2.9%)	6	(2.1%)	3	(2.0%)
育	深夜業の制限(第 19 条関係)	4	(1.9%)	2	(0.7%)	1	(0.7%)
児	個別周知·意向確認(第 21 条第 1 項関係)					0	(0.0%)
育児関係	雇用環境整備(第 22 条第 1 項関係)						(0.7%)
	所定労働時間の短縮措置等 (第 23 条第 1 項、第 23 条第 2 項関係)	15	(7.2%)	11	(3.8%)	2	(1.4%)
	所定労働時間の短縮措置等(第 24 条第 1 項関係)	75	(36.1%)	111	(38.0%)	69	(46.6%)
	休業等に関するハラスメントの防止措置(第 25 条関 係)	35	(16.8%)	48	(16.4%)	25	(16.9%)
	労働者の配置に関する配慮(第 26 条関係)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
	休業期間等の通知(則第7条第4項から第6項関 係)	18	(8.7%)	20	(6.8%)	8	(5.4%)
	小計	208	(100.0%)	292	(100.0%)	148	(100.0%)
	介護休業(第 11 条関係)	56	(16.3%)	51	(10.9%)	26	(15.0%)
	介護休暇(第 16 条の 5、第 16 条の 6 関係)	31	(9.0%)	76	(16.2%)	15	(8.7%)
	不利益取扱い(第 16 条、第 16 条の 7、第 16 条の 10、第 18 条の 2、第 20 条の 2、第 23 条の 2、第 52 条の 4、第 52 条の 5 関係)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
	所定外労働の制限(第 16 条の 9 関係)	15	(4.4%)	30	(6.4%)	3	(1.7%)
介	時間外労働の制限(第 18 条関係)	31	(9.0%)	40	(8.5%)	6	(3.5%)
介護関	深夜業の制限(第 20 条関係)	32	(9.3%)	39	(8.3%)	6	(3.5%)
係	所定労働時間の短縮措置等(第 23 条第 3 項関係)	45	(13.1%)	50	(10.7%)	15	(8.7%)
	所定労働時間の短縮措置等(第 24 条第 2 項関係)	91	(26.5%)	133	(28.4%)	78	(45.1%)
	休業等に関するハラスメントの防止措置(第 25 条関 係)	35	(10.2%)	47	(10.0%)	23	(13.3%)
	労働者の配置に関する配慮(第 26 条関係)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
	休業期間等の通知(則第23条第2項関係)	7	(2.0%)	2	(0.4%)	1	(0.6%)
	小計	343	(100.0%)	468	(100.0%)	173	(100.0%)
職業家庭両立推進者		33		38		8	
合計			584		798	_	329

①労働局長による紛争解決の援助(育児・介護休業法第52条の4)

- ◆労働局長による紛争解決援助の申立受理件数は2件(表5-4)。
- ◆申立の内容は、「育児休業に係る事案(有期契約労働者の育児休業を除く)(第5条 関係)」が2件。

表 5-4 労働局長による紛争解決の援助申立内容の内訳

(件)

		令和2年度		令和3年度		令	和 4 年度
	育児休業(有期契約労働者の育児休業を除く)(第 5 条関係)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	2	(100.0%)
育	育児休業(有期契約労働者の育児休業) (第 5 条関係)	1	(33.3%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
育児関係	育児休業及び出生時育児休業に係る不利益取扱い (第 10 条関係)	2	(66.7%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
	休業以外に係る不利益取扱い(第 16 条の 4、第 16 条の 10、第 18 条の 2、第 20 条の 2、第 23 条の 2 関係)	0	(0.0%)	2	(100.0%)	0	(0.0%)
合計		3	(100.0%)	2	(100.0%)	2	(100.0%)

②両立支援調停会議による調停(育児・介護休業法第52条の5)

◆両立支援調停会議による調停申請は0件である(表5-5)。

表 5-5 両立支援調停会議による調停申請内容の内訳

		令和2年度	令和3年度	令和 4 年度
育児関係	休業等に係るハラスメントの防止措置(第 25 条)	1 (100.0%)	0 —	0 —
合計		1 (100.0%)	0 —	0 —